

## よくある質問（FAQ）

本奨学金につきましては、併給奨学金についてのご質問を多くいただきますため、併給奨学金に関する質問をまとめました。

お問い合わせいただく前にご一読いただけますようお願ひいたします。

**Q-1. 他の団体から受ける給付型奨学金が年額 600,000 円である場合、本奨学金と併給できますか。**

A-1. 併給できます。「年額 600,000 円以下」には、「年額 600,000 円」も含まれます。ただし、「年額 600,000 円」を 1 円でも超えた場合には、本奨学金との併給はできません。

**Q-2. 令和 7 年 5 月に一時金（給付型奨学金）として 200,000 円を受給する場合、令和 7 年 5 月だけで 50,000 円を超える金額を受給することになりますが、本奨学金と併給することは可能ですか。**

A-2. 1 年間の受給総額が 600,000 円以下であれば、本奨学金との併給は可能です。

「月額 50,000 円相当」とは、平均すればひと月当たり 50,000 円まで併給可能という意味で提示している目安にすぎません。

**Q-3. 募集・推薦要項 2 (5) [貸与型奨学金（返済が必要なもの）、学費免除、特別研究員制度、次世代研究者挑戦的研究プログラム、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業は除く。] とは具体的にはどのようなことですか。**

A-3.

①：「貸与型奨学金（返済が必要なもの）（…中略…）は除く」とは…貸与型奨学金（=返済が必要な奨学金）は、受給できる金額に上限はなく、年額 600,000 円（月額 50,000 円相当）を超える奨学金でも本奨学金と併給可能という意味です。

②：「学費免除は除く」とは…ここでいう「学費免除」とは、以下のものを指します。

- ・在籍校が、学生の学費の一部又は全部を免除するもの
- ・在籍校が独自で実施する給付型奨学金のうち、「学費」という名目で、学費相当額又はそれ以下の金額を支給するもの

※上記の要件を満たす制度は学費免除と同等のものとして扱いますので、本奨学金で定める併給制限の対象とはなりません。

※たとえ「学費」を支給するという名目の奨学金であっても、それが在籍校独自の制度ではなく、在籍校とは別の団体が実施するものである場合、学費免除とはみなされません。この場合、「2 応募資格 (5)」に定められている併給制限の対象となりますのでご注意ください。

**Q-4. 大学独自の給付型奨学金を受給している学生がいます。学費相当額が支給される奨学金ですが、年額 600,000 円以下であれば本奨学金と併給できると考えてよいですか。**

A-4. 構いません。前述 (Q-3/A-3) において説明されている「在籍校が独自で実施する給付型奨学金のうち、「学費」という名目で、学費相当額又はそれ以下の金額を支給するもの」に該当する場合、学費免除に準じるものとして扱います。よって、本奨学金の併給制限の対象にはなりません。

### 【願書（様式 1）作成時の注意】

- ① 【●応募者の経済状況（令和 7 年度見込み）】の「④併給奨学金（在籍大学の奨学金で学費相当額として支給するもの）」に平均月額を記入してください。（一時金の場合は 1/12 とする。）  
(注意：「⑨（⑧のうち）学費免除額」欄には何も記入しないでください。)
- ② 【●他の奨学金（一時金を含む）受給・申請状況】欄に奨学金の情報を記入してくださいまた、奨学金名の末尾に、（学費免除相当）という文言を必ず入れてください。

**Q-5. ティーチング・アシスタント (TA) や、リサーチ・アシスタント (RA) に雇用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。**

**A-5. 可能です。TA、RA に雇用されることによって得られる収入はいずれも給与とみなします（給付型奨学金には含まれません。）ので併給制限の対象とはなりません。**

**【願書（様式 1）作成時の注意】**

TA・RA から得られる収入がある場合、以下の欄に金額をご記入ください。

- ・【●応募者の経済状況】欄の「②アルバイト収入、RA・TA の給与等」

**Q-6. 日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。**

**A-6. 可能です。日本学術振興会特別研究員の研究助成金は、給与とみなします（給付型奨学金には含まれません）ので併給制限の対象とはなりません。**

**【願書（様式 1）作成時の注意】**

研究助成金の給付が見込まれる場合、以下の欄に金額をご記入ください。

- ・【●応募者の経済状況】欄の「③研究奨励金等」
- ・【●研究奨励金等 受給・申請状況】欄（支給団体名は日本学術振興会としてください。）  
(注意：【●他の奨学金（一時金を含む）受給・申請状況】欄は記入不要。)

**Q-7. 「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」等の研究助成は、本奨学金と併給可能ですか。**

**A-7. 可能です。いずれの事業も本奨学金の併給制限の対象とはなりません。大学側のフェローシップ応募規則に抵触しない限り（\*）、支給額がいくらであっても本奨学金との併給は可能です。**

**(\*) 本協会としては併給制限の対象としておりませんが、大学側のフェローシップ応募規則において、民間の給付型奨学金の受給制限を設けている可能性がありますので、ご注意ください。**

**【願書（様式 1）作成時の注意】**

Q-7 に列挙した研究助成金の給付が見込まれる場合、以下の欄に金額等をご記入ください。

- ・【●応募者の経済状況】欄の「③研究奨励金等」
- ・【●研究奨励金等 受給・申請状況】欄  
(注意：【●他の奨学金（一時金を含む）受給・申請状況】欄は記入不要。)